

## パブリックコメントについて

### 1 パブリックコメントとは

・区民生活に広く影響する構想等の策定・改定を行う際に、案の段階で公表して、区民からの意見を募集し、意見を考慮して構想等の意思決定を行うとともに、意見に対する区の考え方を公表する手続き

### 2 意見を提出することができる方

- (1) 区内に住所を有する方
- (2) 区内の事務所又は事業所に勤務する方
- (3) 区内の学校に在学する方
- (4) 区内に事務所又は事業所を有する個人または法人その他団体
- (5) 構想等に利害関係を有する個人又は法人その他団体

### 3 公表資料

・基本構想 中間答申

### 4 実施期間（予定）

・平成30年5月25日（火）から平成30年6月22日（金）

### 5 資料閲覧・意見受付場所

・区公式ホームページ  
・区役所企画課、区民事務所、区民事務所分室、地区センター、生涯学習センター、  
区政情報コーナー

### 6 周知方法

・区公式ホームページ  
・区公式ツイッター  
・広報たいとう（6月5日号）  
・基本構想区民ワークショップの参加者に対して個別に案内 等